

令和8年第1回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 8 年 1 月 29 日 (木曜日)

議 事 日 程 (第1号)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
- 第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度四万十町一般会計補正予算 (第6号))
- 第5 議案第1号 町道下津井十和線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 第6 議案第2号 令和7年度四万十町一般会計補正予算 (第7号)
- 第7 閉会中の継続調査申し出について

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第7まで

~~~~~

出 席 議 員 (14名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 武 田 秀 義 君 | 2番 | 山 本 大 輔 君 |
| 3番 | 林 健 三 君 | 4番 | 村 井 眞 菜 君 |
| 5番 | 佐 竹 将 典 君 | 6番 | 中 野 正 延 君 |
| 8番 | 伴ノ内 珠 喜 君 | 9番 | 中 屋 康 君 |
| 10番 | 水 間 淳 一 君 | 11番 | 下 元 真 之 君 |
| 12番 | 味 元 和 義 君 | 13番 | 橋 本 章 央 君 |
| 14番 | 堀 本 伸 一 君 | 15番 | 緒 方 正 綱 君 |

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長 中 尾 博 憲 君 副 町 長 森 武 士 君

会計管理者兼会計管理室長兼参事	池上康一君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	佐竹雅人君
企画課長	富田努君	にぎわい創出課長	小笹義博君
教育長職務代理	谷口和史君	教育次長兼学校教育課長	川上武史君
生涯学習課長	今西浩一君	総務課財政班長	西尾洋亮君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 北村耕助君

十和地域振興局

町民生活課長 川下房代君

~~~~~

事務局職員出席者

事務局長 岡英祐君 次長 小野川哲君

書記 茨木萌愛君

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（緒方正綱君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和8年第1回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番武田秀義君及び10番水間淳一君を指名します。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、過日の1月27日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長味元和義君。

○議会運営委員長（味元和義君） おはようございます。去る1月27日に議会運営委員会を開催し、会期日程は本日1日と決定しましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 委員長の会期報告が終わりました。委員長の会期報告は本日1日であります。

お諮りします。

令和8年第1回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、令和8年第1回臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第3、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第1号の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。  
本件については、公用車の交通事故による損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としましては、令和7年6月18日の午後8時5分頃、新開町三差路交差点におきまして、公用車を運転する町職員が交差点を西から右折しようとしたところ、直進してきた対向車両と接触し、当該車両の同乗者を負傷させたものです。

令和7年12月19日に治療関係費等として、20万8,185円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定に基づき専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（緒方正綱君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第4、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度四万十町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年1月20日付で専決処分に付しました令和7年度四万十町一般会計補正予算（第6号）について、同条第3項の規定によりご報告しますとともに、議会の承認を求めます。

今回、専決処分に付しました令和7年度四万十町一般会計補正予算（第6号）ですが、選挙費について、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙の執行経費としまして、第1表のとおり、歳入歳出それぞれ2,700万円の追加計上となったものです。これによる累計予算額は歳入歳出それぞれ196億7,700万円となっております。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより承認第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度四万十町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第5、議案第1号町道下津井十和線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第1号町道下津井十和線道路災害復旧工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和7年9月の台風15号豪雨により山手崩壊が発生しておりました町道下津井十和線については、国土交通省の補助事業により、災害復旧工事を行うこととしております。工事の実施に際しまして、12月25日に地域密着型一般競争入札の公告を行いましたところ、2者からの入札参加申請がありましたので、参加資格の確認後、1月20日に2者による一般競争入札に付した結果、株式会社田邊建設が1億2,025万円をもって落札いたしました。

この落札価格に10%の消費税額及び地方消費税1,202万5,000円を加えた、1億3,227万5,000円をもって工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号町道下津井十和線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第6、議案第2号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第2号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、令和7年12月16日に成立した国の補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付を受け、物価高騰の影響を受ける町民生活等への引き続きの支援や、令和8年度に計画されている窪川高校野球部の活動再開に向けた支援など、重要かつ緊急度の高い事業に伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の内容について、順にご説明を申し上げます。

まず、2款総務費です。人材育成推進費では、町地元高校の存続に向けた窪川高校野球

部の活動再開に当たり、バッティングケージやピッチングマシンなど、必要な備品類の購入を支援するため、企業版ふるさと納税を財源として、窪川高校教育振興会補助金500万円を追加計上しております。

次に、7款商工費です。商工総務費では、物価高騰の影響を受ける町民生活等の支援に当たり、町内の参画店舗で使用できる商品券を町民一人当たり2万円分配布する、家計応援商品券事業に係る予算として、商品券代や換金作業に要する委託料など3億175万2,000円を計上しております。

最後に、10款教育費です。事務局費では、先の教育長の辞職に伴い、特別職人件費を減額する一方、教育委員会費において、教育長職務代理者に係る人件費60万円を計上しております。

また、保健体育総務費では、先ほど総務費でもご説明申し上げました窪川高校野球部の活動再開に当たり、主たる練習場となる窪川運動場野球場における周辺への安全対策として、防球ネットの設置に要する費用3,600万円を計上しております。

以上、歳出については、ただいまご説明申し上げたとおりですが、これを賄う歳入としては、国庫支出金において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億8,847万円を追加計上したほか、町債において過疎対策事業債3,600万円を追加計上するなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

なお、せっかくの機会ですので、窪川高校野球部の活動支援に対するご寄附の状況についてご報告を申し上げます。

本日現在、ガバメントクラウドファンディングにより約515万円のご寄附を賜っております。こちらについては精査の上、今後予算計上させていただく予定です。また、窪川高校野球部後援会準備会に対しては、町民の皆様や町内外の企業などにより、これまで約400万円の寄附があり、3月末まで寄附活動を行う予定と伺っております。ご寄附を賜った皆様にはこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上、現在のご寄附の状況について、情報共有をさせていただきました。

次に、第2表繰越明許費です。先ほど商工費で申し上げました家計応援商品券事業については、商品券の準備、配布を行った後、5月1日より6か月使用期間を設けることとしており、事業完了まで一定の期間を要することから、当該事業に係る予算のうち2億9,892万5,000円について、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として計上するものです。

最後に、地方債の補正については、事業の追加に伴い、第3表地方債補正に記載のとおり、限度額の変更を行うものです。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

村井眞菜君。

○4番（村井眞菜君） お伺いします。

窪川高校教育振興会補助金ということで、500万円が主に企業からの支援で、町の持ち出しがほとんどないという形になっていると思うんですけど。この辺は、町が関わる意味合いみたいなのところも、もう一言お伺いできたらなと思って、やはりガバメントクラウドで補助を受ける形を取って、窪川高校の野球部を応援していると思うんですけど、すばらしいことだなと思うんですけど、町が介在することでスムーズにできたという認識で間違っていないかどうかをお伺いしたいのが一点と。防球ネットの設置事業に関しては、県の交付金とか国からの交付金等で、町としては実質、500万円程度の持ち出しになるということだと思うんですけど、その辺を確認しておきたいのと。

家計応援商品券事業については、町民一人当たり2万円分の商品券を交付するというところで、物価高の中、重要な施策だと思うんですが。約3億175万円の中で事務経費が1,055万2,000円かかるということなんですけど、交付金自体が2億8,847万円なので、この事務費はどこかの財源を充てる予定になっているかをお伺いします。以上3点です。

○議長（緒方正綱君） 企画課長富田努君。

○企画課長（富田努君） まず、なぜ、県立高校でもありますので、四万十町がこういった支援をしていくのかといった趣旨のご質問であったかと思います。

今回は備品購入に関する予算を上程しているわけですが、備品の購入についても、例えばグローブなどのような個人が準備するものを除いては、基本的には県が準備をするのが前提にはなろうかと思います。

そういった中で、高知県も一定必要な備品等の整備に向けて予算は準備していただいているといった状況ではありますが、どうしても、ほかにも高知県は県立高校を抱えておりますので、他校とのバランスとか、そういった面から一定限界はあろうかと思います。

今回は野球部の復活を、町にとっては野球部の強豪校を目指していくということで、地

元高校の魅力化にもつながりますので、他の強豪校なんかも参考にしながら、必要とされる備品の不足分を購入しようというもので、当然、財源も必要になってきますので、積極的にガバメントクラウドファンディングを活用したといった経過があります。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 教育次長川上武史君。

○教育次長（川上武史君） 私からは防球ネットの財源のお話です。

今回の防球ネットについては、補正予算資料の概要にも記載しておりますけれども、過疎対策事業債で全額を充当することにしております。4月から活動できるようにということで、緊急的に、どうしてもやらなければならない部分の防球ネットを整備します。財源については、できるだけ町の財政措置の中で有利なものということで、過疎債を充当するということになります。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 家計応援商品券の財源について、お答えします。

交付金以外の残りの部分は一般財源となっております。なぜかといいますと、換金の商品券代ですけども、今までの実績を見ますと97%から99%となっております。一定余りが出ることも踏まえまして、交付金を有効に活用するために一般財源を活用しているということになります。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

1 番武田秀義君。

○1 番（武田秀義君） 予算資料の窪川高校教育振興会補助金の中の備品購入費の予定という500万円ですが、どこから購入される予定なのか。町内にも扱っているスポーツ用品店もありますし、グローブを製造されているところもありますので、どこから購入される予定なのか。

○議長（緒方正綱君） 人材育成推進センター所長富田努君。

○企画課長（富田努君） お答え申し上げます。

町は高校教育振興会への補助金として予算を支出し、事業の実施主体は振興会となりますので、基本的には振興会の判断にはなろうかと思えます。

また、町が公金を使って補助事業を支出する以上は、同等品であれば、基本的にはより安価なところを求めていくのが原則になろうかと思えます。ただ、いろんなところと比較して、多少の価格差であれば、例えば地元業者を積極的に活用することで、購入後のメン

テナンスをはじめとするフォロー、そういった部分が容易になって、トータルで見れば安価になるとか、効率化にもつながっていく部分がありますので、一定配慮するように、事業実施主体である振興会とは話をしていきたいと思っております。

また、今回、振興会の補助事業とは別に、県も予算を構えて、先ほども説明しましたが、備品を購入するようになりますので、また県にもそういった話はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） 地元のスポーツ用品店の方にも少しお伺いをしましたが、ある一定高校野球の公式の用品、備品等、そろえられるとおっしゃっていましたので、是非、配慮をお願いしたいと思います。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 家計応援商品券事業の点で、先ほど小笹課長から97%から99%の使用率というお答えがありましたけれども、100%を目指して活動とかしてもらいたいと思うんですが。商工会が発行する商品券かなと理解するわけでありましてけれども、全体の計画等の中で2月上旬から3月まで取扱店募集とありますが、商工会加盟店以外でも可能になるように募集をかけるという意味合いでよろしいでしょうか。説明をお願いします。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） お見込みのとおりです。今回の事業は家計応援ですので、商工会加盟店以外でも使用が可能なように、町が募集をかけるものです。

○議長（緒方正綱君） 2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） その募集については、どこかに掲載するとか、どういうアナウンスでそういったことに臨めるのかもお願いします。

○議長（緒方正綱君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 募集については、ホームページのほか、回覧でも行いますし、広報誌にも載せる予定で手配しております。また、町の公式LINEの通知でも受け取れるように準備をしているところです。

○議長（緒方正綱君） 11番下元真之君。

○11番（下元真之君） 二点ほど質問いたします。

窪川高校の教育振興補助金ですけれども、今回は備品購入で500万円、財源はふるさと支援基金ということですが、今後の計画の欄には、令和8年度、令和9年度、それぞれ1,900万円、2,300万円と出ておりますけれども。今後も、ふるさと支援基金を財源として充てていくつもりなのかです。

もう一つは、金上野の防球ネットですけれども、ここが窪川高校のメイングラウンドとなるということで、合っているのか。これまで金上野のグラウンド使用者、それぞれたくさんいたと思うんですけれども、そこのバランスがどんなになっていくのか。

備品購入の中で、バッティングケージとかバッティングマシンも整備していくわけですが、これを金上野グラウンドへ常設していくのか。窪川高校野球部があったときには、高校のグラウンドの中に置いていたのではないかと思います。金上野へ整備していくのかをお聞かせください。

○議長（緒方正綱君） 企画課長富田努君。

○企画課長（富田努君） 資料の中で、令和8年度、令和9年度の計画がありますが、この内容について、ふるさと納税を引き続き活用するのかといった趣旨のご質問であったかと思えます。

まず、令和8年度の予算が1,983万6,000円と増額になっております。これには三つ理由がありまして、一つは野球部の関係です。野球部の設置に合わせまして、令和8年度は短期滞在型宿泊施設を活用し、町外生を受け入れる予定で、その際の朝夕の食事の食材費を振興会を通じて予算化する予定です。この中で約720万円を見込んでおりますが、ただ、720万円のうち540万円は入寮者に自己負担をしていただく分になります。

二つ目の増額要因が、窪川高校はDXハイスクールということで、これも魅力化の取組の一つとして行っているわけですが、来年度から、これまで高知県が予算化していたDXのコーディネーターの予算がなくなるということで、町が来年度以降は予算化をする必要が出てきたということです。

もう一つは、窪川高校においても、地域みらい留学を進めていくということで、これに関する会費であったり、旅費などの増額分があることから、令和8年はこのような額になっておりますし、令和9年度は、さらに入寮生が増える可能性もありますので、そういった部分での増額となっております。

財源については、今後も引き続きガバメントクラウドファンディングとかにも頼りながら、ふるさと支援基金も充当していくようなことで、検討しております。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 教育次長川上武史君。

○教育次長（川上武史君） 窪川野球場の防球ネットの件で二、三、ご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、今後も窪川高校野球部が金上野グラウンドをメインにするのかということですが、令和8年度においては、そういうことになろうかと思えます。といいますのも、窪川高校のグラウンドの整備については、今年度に内野の土の入替えなどを高知県に行っていたらいいんですけども、外野の土の入替えですとか、ネットの増強とか、そういった部分までは今年度、なかなか手が回らないということで、来年度以降にその辺を県に要望していく形になりますので、4月から、令和8年度中いっぱいには高校のグラウンドをメインで練習するという状況にはなりにくいところがあります。

そういったことから考えますと、現状で最も高校野球の練習ができる環境は窪川野球場になるということで、町の財産ですので、町でその部分、硬式野球に耐えられるような補修を今回計画しているところですし、令和8年度中は、県の高校のグラウンドの整備が進むまでは、金上野の窪川野球場で練習していただくようにならざるを得ないのかなと考えております。

それから、既存の野球場の利用者との兼ね合いですけれども、現状ではそこまで多く利用されているような実績ではありません。過去の利用実績見ても、月に二、三回程度、土日、主に日曜日に使われておりますので、利用者との兼ね合いについては、運用の段階で十分調整が利くものと思っております。

バッティングケージ、ピッチングマシンなどを常設するのかということも、先ほど申し上げましたとおり、令和8年度は窪川野球場をメインにせざるを得ない状況もありますので、8年度は窪川野球場に常設する形になろうかと思えます。

なお、高校のグラウンドの整備が完了しましたら、窪川高校に移設をすることも考えているところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立多数です。棄権者、5番佐竹将典君。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時03分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第7、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されました、お手元に配付しております申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和8年第1回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前10時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員